



座間市
ZAMA CITY

ひと・まちが輝き 未来へつなぐ

令和7年座間市議会第1回定例会（3月）

概要資料

付議案件

予算 [6件]、補正予算 [6件]、条例 [10件]、協議 [1件]、市道認定 [1件]、
報告 [1件]

令和7年座間市議会第1回（3月）定例会提出議案等一覧表

令和7年2月19日提出

No.	議案等番号	件名	ページ
1	議案第1号	令和6年度座間市一般会計補正予算（第9号）	12
2	議案第2号	令和6年度座間市一般会計補正予算（第10号）	13
3	議案第3号	令和6年度座間市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	14
4	議案第4号	令和6年度座間市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	15
5	議案第5号	令和6年度座間市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）	16
6	議案第6号	令和6年度座間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	17
7	議案第7号	令和7年度座間市一般会計予算	18
8	議案第8号	令和7年度座間市国民健康保険事業特別会計予算	18
9	議案第9号	令和7年度座間市介護保険事業特別会計予算	18
10	議案第10号	令和7年度座間市後期高齢者医療保険事業特別会計予算	18
11	議案第11号	令和7年度座間市水道事業会計予算	18
12	議案第12号	令和7年度座間市公共下水道事業会計予算	18
13	議案第13号	刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	19
14	議案第14号	座間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	20
15	議案第15号	座間市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	21
16	議案第16号	座間市職員の給与に関する条例及び座間市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	22
17	議案第17号	座間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	23
18	議案第18号	座間市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	24
19	議案第19号	座間市市税条例の一部を改正する条例	25
20	議案第20号	座間市立もくせい園条例の一部を改正する条例	26
21	議案第21号	座間市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要な基準を定める条例の一部を改正する条例	27
22	議案第22号	座間市水道事業給水条例の一部を改正する条例	28
23	議案第23号	高座清掃施設組合規約の変更に関する協議について	32
24	議案第24号	市道の路線の認定について	32
25	報告第1号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	33

令和7年度 座間市当初予算の概要

施政方針の骨子

- 令和7年度は、第五次座間市総合計画－ざま未来プラン－の3年目として、市民の皆様と共につくりあげた目指すまちの姿「ひと・まちが輝き 未来へつなぐ」の実現に向けて、1歩1歩前進していきます。
- 短期的な視点では、市民生活を支援するための物価高騰対策を継続し、市民等の負担軽減を図ります。
- 中期的な視点では、SDGsへの貢献をさらに深めながら、共創のまちづくりで地域課題の解決と地域経済の活性化を同時に実現していく仕組みづくりを行います。
- 長期的には、人口減少社会を見据えた持続可能なまちづくりへの道筋をつくりまします。
- 令和7年度当初予算は、市民の声に耳を傾けながら職員1人1人が課題意識や創意工夫、将来を見据えた思考を持って取り組み編成しました。

令和7年度当初予算編成の基本的な考え方

第五次座間市総合計画の実現に向けた取組を着実に進めるとともに、中長期の視点から持続可能な財政運営に向けた取組を計画的に進める必要があることから、以下のとおり予算編成方針を定めました。

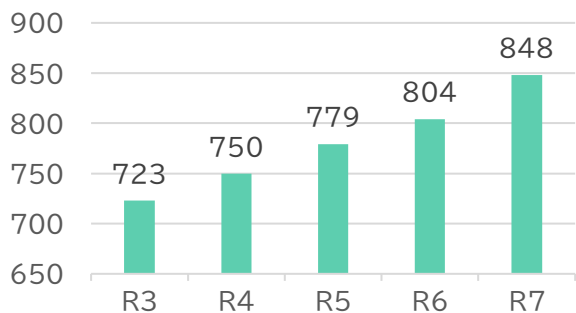
- (1) 実施計画に沿って予算編成を行うことが前提であるが、限られた経営資源で市政の課題を解決するためには「選択と集中」が肝要である。経常事業であっても、漫然と予算を計上せず、他自治体の状況等を調査分析した上で、事業の必要性や時期、内容、方法等の最適化を行い、必要性や緊急性、費用対効果が高い事業を優先的に実施できる予算を計上すること。
- (2) 法令等に係るもの以外は見直しを検討し、特に国・県事業への上乗せを含む単独事業については、廃止も含めた検討を行うこと。
また、近隣自治体の実施水準を超える事業については、本市の地域性や独自性を踏まえて高い水準を維持すべき特別な場合を除いて、実施水準の見直しを行うこと。
- (3) 激しく変化する社会情勢の中、多様化・複雑化する市民ニーズを的確に捉え、庁内横断的な取組に加えて市民・団体・企業などと協力しながら対応できる予算を計上すること。
- (4) 市税等の自主財源については、引き続き収納率向上に努めて歳入見込額を精査するとともに、国・県の動向を把握し、事業実施に当たって補助金交付対象となる場合は必ず歳入予算として補助金を計上するなど、最大限特定財源を計上すること。
また、事業の実施手法の改善等により効率化を図るとともに、徹底した積算根拠の精査を行い、歳出全般の抑制に努めること。

予算総額及び会計別予算額

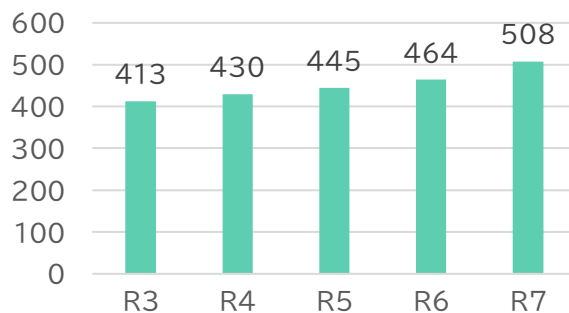
()内は対前年度比

- 予算総額 **848億 888万9千円**
(44億4,457万9千円、5.5%増)
- 一般会計 **508億2,235万6千円**
(44億3,274万2千円、9.6%増)
- 特別会計 **261億2,229万7千円** (△1億3,307万2千円、0.5%減)
 - ・国民健康保険事業特別会計 126億2,809万1千円 (△7億5,730万7千円、5.7%減)
 - ・介護保険事業特別会計 112億6,121万円 (5億4,046万6千円、5.0%増)
 - ・後期高齢者医療保険事業特別会計 22億3,299万6千円 (8,376万9千円、3.9%増)
- 公営企業会計 **78億6,423万6千円** (1億4,490万9千円、1.9%増)
 - ・水道事業会計 38億1,148万1千円 (2億4,130万2千円、6.8%増)
 - ・下水道事業会計 40億5,275万5千円 (△9,639万3千円、2.3%減)

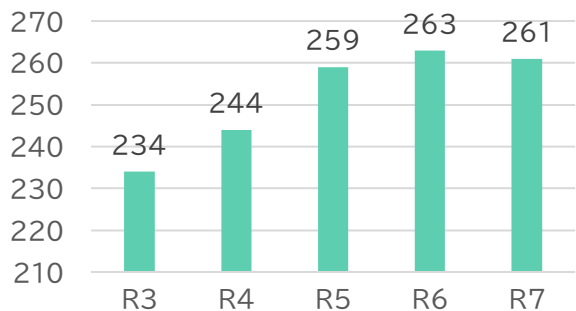
予算総額



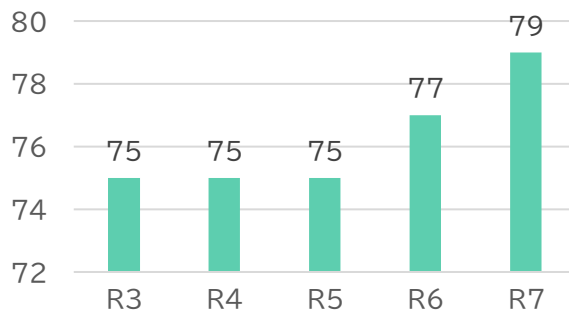
一般会計



特別会計



公営企業



・グラフの縦軸は金額(億円)、横軸は年度。
 ・単位未満は四捨五入しているため、予算総額や各会計の合計が一致しない場合があります。

当初予算（一般会計）のポイント

① 予算規模は 508 億円（対前年度比9.6%増）

令和7年度は、市税や国庫支出金が前年度から増収見込となったことや、子ども・子育て支援の充実や社会保障関連の給付に伴う扶助費の増額に加え、市民文化会館の大規模改修をはじめとした公共施設再整備計画の進捗に伴う普通建設事業費の増額、物価高騰の影響に伴う物件費の増額、市民生活を支える経済対策を進めることなどにより、当初予算は過去最大の規模を更新して、508億円、4年連続の増額となっています。

② 「ひと・まちが輝き 未来へつなぐ」の実現に向けて

令和5年度から開始した、ざま未来プランを着実に推進するため、『輝く未来戦略』による分野横断的な取組や、実施計画に掲げた新規・拡充事業に対して優先的に予算配分しながら、従来からの継続事業に対しても必要な予算を計上しています。

③ 保育所入所待機児童の解消、小中学校の環境整備に重点

子育て世代が安心して子どもを産み育てられるように、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うとともに、子どもたちが心豊かに学び健やかに成長することを支えるため、保育所の利用が待機となっている児童への対応と小中学校の環境整備に重点を置いています。※小中学校の環境整備（旭小学校エレベーター設置工事等）は令和6年度補正予算への前倒し含む。

● 主な歳入（款別）

市税	206億6,375万4千円	(11億3,379万5千円、5.8%増)
・個人市民税	82億3,376万3千円	(5億3,807万2千円、7.0%増)
・法人市民税	12億6,226万2千円	(3億3,534万5千円、36.2%増)
・固定資産税	88億1万1千円	(2億5,069万6千円、2.9%増)
地方交付税	40億1,205万5千円	(2億6,654万円、7.1%増)
国庫支出金	114億3,461万円	(17億6,552万1千円、18.3%増)
県支出金	39億1,984万5千円	(3億6,549万5千円、10.3%増)
市債	31億1,590万円	(18億211万6千円、137%増)

● 主な歳出

≪目的別≫

民生費	256億9,975万6千円	(16億2,029万円、6.7%増)
総務費	67億5,644万2千円	(7億1,273万1千円、11.8%増)
教育費	62億3,324万円	(14億1,191万2千円、29.3%増)

≪性質別≫

人件費	93億7,136万2千円	(3億3,176万7千円、3.7%増)
扶助費	185億2,921万4千円	(18億4,973万9千円、11.1%増)
公債費	25億8,337万3千円	(△7,800万3千円、2.9%減)
普通建設事業費	33億3,830万2千円	(9億2,969万8千円、38.6%増)

令和7年度の主な事業（一般会計）

輝く未来戦略

48億7,438万5千円

※ 各項目は、新たに位置付けた追加事業、既定の継続事業の並びで予算規模の大きい順に掲載しています。
 ※ 予算額は事業費全体を示していますが、事業の説明は輝く未来戦略に該当する内容を抜粋しています。

“ひと”が輝く

ひとつながり、市民力が高まり、 一人一人が活躍するコミュニティを目指します

- コミュニティ・スクール推進事業費〔継続〕 339万5千円
市内全小中学校で、地域とともにある学校づくりに向けて取り組みます。
- シティプロモーション推進事業費〔継続〕 158万3千円
本市のシティプロモーションのコンセプトに基づくイメージを築く取組を行います。
- 総合計画推進事業費〔継続〕 26万円
総合計画の進捗管理に当たって、市民参加でぎま未来プラン懇話会を開催します。

“まち”が輝く

暮らしに喜びが溢れ、快適に住み続けられるまちを目指します

- ファシリティマネジメント推進事業費〔継続〕 8億4,250万円
市所有資産の効率的な施設管理、整備を実施します。
- ゼロカーボン推進補助事業費〔継続〕 6,127万円
省エネ、再エネ設備の導入を促進するため、補助金を交付します。

“未来へつなぐ”

子どもたちの夢が叶えられる、希望に溢れる社会を目指します

- 保育所子ども・子育て支援事業費〔継続〕 32億8,291万2千円
保育所利用者の経済的負担軽減の取組を推進します。
- 小児医療費助成事業費〔継続〕 6億4,927万3千円
満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで小児医療費を助成します。
- 教育相談事業費〔継続〕 2,419万円
不登校児童、生徒の居場所づくりをします。
- 住宅リフォーム助成事業費〔継続〕 900万2千円
子育て環境が充実するリフォームに対して補助金を交付します。

分野別政策

() 内は対前年度比

- ※ 各政策の新規・拡充事業は、ピックアップ事業、新規事業、拡充事業の予算額の大きい順としています。
- ※ 各事業費の説明は、新規・拡充に係る内容を示しています（事業費全ての説明ではありません）。
- ※ 対前年度比では増減額と増減率を示し、増減率が100%以上の場合は整数表記としています。
- ※ 各政策の主な事業費は、予算規模が1億円を超える事業を最大3事業掲載しています。

政策Ⅰ 共に学び、健やかに育つまちづくり

84億5,790万9千円

所管：こども未来部・教育部

《新規・拡充事業》

PICKUP

施策1 子育て世代包括支援 母子保健事業費

<拡充>

9,702万円

(1,154万円、13.5%増)

育児等に不安を抱える出産直後の母親を対象に市内1か所で実施している産後ケア事業について、市外の施設での実施も含め拡充します。

▷ スケジュール

令和7年4月 拡充（予定）

▷ ポイント

産後ケア事業の予算を2倍近く増額

(R6：7,125千円 → R7：12,512千円)



(問合せ先：こども家庭課長 曾我 046-252-8010)

PICKUP

施策3 保育 民間保育所整備助成事業費

<拡充>

5,157万5千円

(△2,598万4千円、33.5%減)

民間保育所の分園の整備及び小規模保育施設の新設整備によって、保育所の利用が待機となっている児童の解消を進めます。

▷ スケジュール

令和8年4月 開設及び定員増（予定）

▷ ポイント

民間保育所の分園の整備は相武台地区（予定）

新設及び改修に伴う定員増 38人（予定）



(問合せ先：保育・幼稚園課長 田崎 046-252-8237)

PICKUP

施策4 義務教育 学校施設事務費

<拡充>

2,007万9千円
(1,636万円、440%増)

ざま魅力ある学校づくり方針に基づき、将来的な学校の在り方を整理するため、「(仮称)座間市学校再編計画」を策定します。

▷ スケジュール 令和9年3月 策定完了(予定)

▷ ポイント

将来的な小中学校の配置や規模、学区などを整理
策定は、市民参加の機会を設けながら検討



(問合せ先：教育総務課長 冠 046-252-8356)

PICKUP

施策1 子育て世代包括支援 こども家庭センター運営事業費

<新規>

664万4千円

子育て世代包括支援センター(ネウボラざまりん)及び子ども家庭総合支援拠点(児童虐待防止、要保護要支援児童対策等)の機能を統合します。

▷ スケジュール 令和7年4月 設置(予定)

▷ ポイント 母子保健、児童福祉の一体的な相談支援機関の設置

(問合せ先：こども家庭課長 曾我 046-252-8010)

- 【新規】給付費等管理システム導入事業費 497万8千円
民間保育所等の給付費申請等の事務負担軽減のため、給付費等管理システムを導入します。
- 児童ホーム運営事業費 (2,603万8千円、10.5%増) 2億7,381万2千円
コミュニティセンターの改修に伴い、相武台及び立野坂児童ホームを一時移転します。
- 教育相談事業費 (661万円、37.6%増) 2,419万円
学校現場における、教育相談員、教育支援員などを増員します。
- 乳幼児健康診査事業費 (△555万7千円、21.3%減) 2,052万5千円
5歳児健診を新たに実施します。
- 小学校各種行事等活動事業費 (380万5千円、29.2%増) 1,683万2千円
小学校の水泳指導について、民間プールを活用します。(現在：4校、令和7年度：3校追加)
- 保育所施設整備事業費 (690万7千円、2,280%増) 721万円
市立東原保育園の令和8年当初での民間への事業移管に向けた引継ぎ保育を実施します。
- コミュニティ・スクール推進事業費 (41万2千円、13.8%増) 339万5千円
様々な活動に対応できるよう補償を充実させ、安全安心な活動環境づくりをします。

《主な事業費》

- 保育所子ども・子育て支援事業費 (3億6,982万2千円、12.7%増) 32億8,291万2千円
- 幼稚園子ども・子育て支援事業費 (1億701万7千円、10.9%増) 10億8,637万3千円
- 学校給食運営管理事業費 (7,608万4千円、14.7%増) 5億9,267万7千円

政策Ⅱ 地域の魅力を高め、にぎわいのあるまちづくり 10億1,163万1千円

所管：地域づくり部

《新規・拡充事業》

PICKUP

<新規>

施策7 産業振興 キャッシュレス決済ポイント還元事業費

1億6,000万円

物価高騰の影響を受けた市民の消費下支えや中小事業者を支援するために、市内でキャッシュレス決済ポイント還元事業を実施します。

▷ スケジュール

令和7年5月～6月頃 実施（予定）

▷ ポイント

ポイント還元総額1億5,000万円（予定）

複数の決済サービスで実施

令和7年度限りで実施



（問合せ先：産業振興課長 曾根 046-252-7981）

■ 中小企業産業振興支援事業費

（対前年度同額）2,783万円

中小企業産業振興支援事業補助金のうち、生産性向上設備導入事業と創業事業を拡充します。

《主な事業費》

■ コミュニティセンター大規模改修事業費（2億2,662万7千円、146%増） 3億8,140万6千円

■ 再掲）キャッシュレス決済ポイント還元事業費 1億6,000万円

■ コミュニティセンター管理運営費（△20万3千円、0.2%減） 1億2,253万3千円

《新規・拡充事業》

PICKUP

<拡充>

施策10 地球温暖化対策の推進 ゼロカーボン推進補助事業費

6,127万円

(4,717万9千円、335%増)

物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援し、市民等が消費するエネルギー負担を軽減するために、市民の省エネ家電への買い換え促進、中小事業者に対するLED化支援を実施します。

▷ スケジュール

【省エネ家電】令和7年6月頃 実施（予定）

【LED化】令和7年4月頃 実施（予定）

▷ ポイント

脱炭素社会にも寄与する取組

令和7年度限りで実施（一部補助事業）



(問合せ先：ゼロカーボン推進課長 一之瀬 046-252-7164)

PICKUP

<拡充>

施策10 地球温暖化対策の推進 地球温暖化対策事業費

4,794万2千円

(4,630万1千円、2,822%増)

市内公共施設3施設（①市民文化会館、②相武台コミュニティセンター、③北地区文化センター）に太陽光発電設備を導入します。

▷ スケジュール

令和7年度 設置工事開始、稼働②③（予定）

令和8年度 稼働①（予定）

▷ ポイント

市民文化会館はPPA方式で実施。

市庁舎、ふれあい会館、市民文化会館で発電している再生可能エネルギーは、コミュニティセンター4館分の年間使用電力量に相当。



(問合せ先：ゼロカーボン推進課長 一之瀬 046-252-7164)

PICKUP

<拡充>

施策8 安全・安心な生活環境の整備 交通防犯補助事業費

1,274万8千円
(734万円、136%増)

物価高騰の影響を受けた生活者を支援するために、
地域や家庭を犯罪から守り、安全・安心な地域づくりに寄与
する家庭での防犯対策に対して補助金を交付します。

▷ スケジュール

令和7年6月頃 実施（予定）

▷ ポイント

地域社会の防犯対策としても効果が見込める

令和7年度限りで実施（一部補助事業）



(問合せ先：生活安全課長 古川 046-252-8095)

- 県央東部消防指令業務共同運用事業費 (4億8,741万9千円、950%増) 5億3,871万3千円
消防指令システム、消防救急デジタル無線共通波等を更新します。
- 防犯設備管理事業費 (△485万9千円、8.0%減) 5,598万8千円
防犯カメラの更新及びネットワーク化を進めます。
- 防災情報設備管理運営事業費 (△576万1千円、21.3%減) 2,125万円
業務用移動無線を更新します。
- 環境基本計画等推進事業費 (皆増) 1,066万7千円
公共施設及び市有地への太陽光発電設備及び蓄電池の導入調査をします。
- 廃棄物減量等推進事業費 (△13万3千円、1.4%減) 913万2千円
フードサイクルプロジェクトの実施、多言語対応の家庭ごみの分け方等の冊子を更新します。

《主な事業費》

- 高座清掃施設組合運営事業費 (7,518万2千円、8.8%増) 9億2,970万4千円
- リユース・リサイクル推進事業費 (△355万9千円、1.4%減) 2億5,406万4千円
- リサイクルセンター管理運営費 (692万3千円、3.8%増) 1億8,809万5千円

政策Ⅳ 健康に暮らせるまちづくり

36億3,942万9千円

所管：健康部・教育部

《新規・拡充事業》

- 図書館運営事業費 (88万8千円、2.6%増) 3,509万8千円
市内にブックポストを設置します

《主な事業費》

- 市民文化会館大規模改修事業費 (13億3,049万8千円、207%増) 19億7,342万4千円
- 市民体育館管理運営費 (130万4千円、0.5%増) 2億8,627万9千円
- 予防接種事業費 (1億1,457万1千円、166%増) 1億8,341万6千円

政策Ⅴ 共に認め合い、支え合うまちづくり

121億7,865万7千円

所管：福祉部

《新規・拡充事業》

- 生活困窮者自立支援事業費 (△1,001万2千円、9.9%減) 9,151万4千円
居住支援の仕組みづくり、相談支援体制を充実させます。
- 地域密着型事業所整備事業費 (△455万1千円、8.6%減) 4,850万1千円
第9期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス事業所の整備に助成します。

《主な事業費》

- 生活保護法定扶助事業費 (1億2,479万4千円、2.7%増) 47億5,252万2千円
- 障がい者自立支援給付等事業費 (3億6,967万2千円、13.6%増) 30億7,815万8千円
- 障がい児通所支援給付等事業費 (1億9,569万3千円、27.8%増) 8億9,901万6千円

政策Ⅵ 緑あふれる快適なまちづくり

19億5,852万8千円

所管：都市部・上下水道局

《新規・拡充事業》

- 道路整備事務費 (2,577万3千円、123%増) 4,680万4千円
市内幹線道路の整備に関するマスタープランを策定します。
- 北部地区総合交通対策事業費 (△6,790万4千円、80.1%減) 1,683万円
市道5号線整備の詳細設計を行います。
- 市営住宅大規模改修事業費 (皆増) 1万8千円
市営住宅の大規模改修に向けた準備等を行います。

《主な事業費》

- 公園等管理運営費 (1億615万5千円、39%増) 3億7,800万4千円
- 座間南林間線道路改良事業費 (1億3,467万8千円、61.2%増) 3億5,476万3千円
- 公園等施設改修事業費 (4,119万8千円、34.7%増) 1億6,005万円

政策Ⅶ 持続可能な行財政運営

47億9,670万9千円

所管：総合政策部・財務部

《新規・拡充事業》

PICKUP

＜拡充＞

施策32 ファシリティマネジメントの推進

ファシリティマネジメント推進事業費

8億4,250万円
(3,710万9千円、4.6%増)

公共施設再整備計画に基づき、施設機能の複合化、サービスの一体化等を行う施設整備について、施設ごとに基本構想、基本計画を策定します。

▷ スケジュール

令和7年度 消防東分署等再整備 策定開始

令和7年度 西部地区公共施設再編 策定開始

▷ ポイント

長期的かつ多角的な視点による施設整備



※上記以外に、座間市公共施設再整備計画の改定、包括施設管理業務委託を継続して実施

(問合せ先：資産経営課長 坂本 046-252-7814)

■ 総合計画推進事業費

(6万7千円、34.7%減) 26万円

第五次座間市総合計画—ざま未来プラン—の中間見直しを検討します。

《主な事業費》

■ 電子計算業務費

(1億9,281万円、43.5%増) 6億3,614万3千円

■ 公共下水道事業会計負担金、補助金

(△7,038万8千円、17.2%減) 3億3,898万6千円

■ 市庁舎等管理運営費

(△3,254万7千円、14.4%減) 1億9,300万8千円

問合せ先：

【一般会計】

財政課長 東 046-252-8194

【国民健康保険事業特別会計・後期高齢者医療保険事業特別会計】

保険年金課長 上野 046-252-7064

【介護保険事業特別会計】

介護保険課長 福田 046-252-7138

【水道事業会計・公共下水道事業会計】

経営総務課長 郡司 046-252-7182

議案第 1 号

令和6年度座間市一般会計補正予算(第9号)

歳入歳出補正額： 290,324千円

補正後予算額： 50,140,540千円

● 主な内容

- ・国の補正予算事業を活用して、小学校施設の環境改善を進めます。(相模が丘小学校及び入谷小学校について、一部施設の改修工事)
- ・塵芥収集車両の維持や運行に必要な経費を補正します。

● 補正額の内訳

歳入

・小学校学校施設環境改善交付金	70,040千円
・小学校整備事業債	137,900千円
・財政調整基金繰入金	82,384千円

歳出

共に学び、健やかに育つまちづくり

・小学校施設整備事業費	287,199千円
-------------	-----------

安全・安心で環境にやさしいまちづくり

・塵芥収集事業費	3,125千円
----------	---------

● その他

- ・繰越明許費の追加
- ・債務負担行為の追加
- ・地方債の追加

問合せ先：財政課長 東 046-252-8194

議案第 2 号

令和 6 年度座間市一般会計補正予算（第 10 号）

歳入歳出補正額： 1,856,466 千円

補正後予算額： 51,997,006 千円

● 主な内容

- ・各事業について、予算執行に伴う残額分及び不足分を補正します。

● 補正額の内訳

歳入

・普通交付税	512,400 千円
・市民税法人税割	237,000 千円
	ほか

歳出

共に学び、健やかに育つまちづくり

・小学校施設整備事業費	58,905 千円
・保育所子ども・子育て支援事業費	24,801 千円

地域の魅力を高め、にぎわいのあるまちづくり

・ふるさとづくり基金積立金	4,927 千円
---------------	----------

共に認め合い、支え合うまちづくり

・障がい者自立支援給付等事業費	58,000 千円
-----------------	-----------

ほか

● その他

- ・繰越明許費の追加及び変更
- ・債務負担行為の追加
- ・地方債の追加及び変更

問合せ先：財政課長 東 046-252-8194

議案第 3 号

令和 6 年度座間市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

歳入歳出補正額： 220,161 千円
 補正後予算額： 13,652,313 千円

● 主な内容

- ・ 予算執行の実績及び今後の見込に伴い、増額・減額補正します。

● 補正額の内訳

歳入

・ その他一般会計繰入金	220,000 千円
・ 国民健康保険税（医療給付費分現年課税分）	△34,041 千円
	ほか

歳出

施策体系外

・ 財政調整基金積立金	220,161 千円
-------------	------------

問合せ先：保険年金課長 上野 046-252-7064

議案第4号

令和6年度座間市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出補正額： 1,606千円
補正後予算額： 10,968,374千円

● 主な内容

- ・介護保険給付費等支払基金の運用利益に伴い増額補正します。

● 補正額の内訳

歳入

・介護保険給付費等支払基金利子 1,606千円

歳出

共に認め合い、支え合うまちづくり

・介護保険給付費等支払基金積立金 1,606千円

問合せ先：介護保険課長 福田 046-252-7138

議案第5号

令和6年度座間市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第3号）

歳入歳出補正額： $\Delta 13,082$ 千円
 補正後予算額： $2,219,944$ 千円

● 主な内容

- ・ 予算執行の実績に伴い、減額補正します。

● 補正額の内訳

歳入

・ 保険基盤安定制度繰入金	$\Delta 9,424$ 千円
・ 職員給与費等繰入金	$\Delta 3,658$ 千円

歳出

施策体系外

・ 保険基盤安定制度拠出金	$\Delta 9,424$ 千円
・ 一般管理経費	$\Delta 3,658$ 千円

問合せ先：保険年金課長 上野 046-252-7064

議案第6号

令和6年度座間市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

● 主な内容

- ・事業の実績等に基づいて、所要額を補正します。

● 補正額の内訳

収益的収入及び支出

収入

・下水道事業収益	営業収益	6,591 千円
・下水道事業収益	営業外収益	△70,080 千円

支出

・下水道事業費用	営業費用	△13,933 千円
----------	------	------------

資本的収入及び支出

収入

・資本的収入	企業債	△22,500 千円
--------	-----	------------

支出

・資本的支出	建設改良費	△22,321 千円
--------	-------	------------

問合せ先：経営総務課長 郡司 046-252-7182

議案第 7 号

令和 7 年度座間市一般会計予算

議案第 8 号

令和 7 年度座間市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 9 号

令和 7 年度座間市介護保険事業特別会計予算

議案第 10 号

令和 7 年度座間市後期高齢者医療保険事業特別会計予算

議案第 11 号

令和 7 年度座間市水道事業会計予算

議案第 12 号

令和 7 年度座間市公共下水道事業会計予算

※いずれも、令和 7 年度座間市当初予算の概要（1 ページ～）に記載

議案第 13 号

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

● 概要

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が公布されたことにより、懲役及び禁錮が廃止され、これらに替えて拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例の整理を行います。

● 内容

次に掲げる条例の懲役又は禁錮を拘禁刑に改めます。

- (1) 座間市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- (2) 座間市職員の給与に関する条例
- (3) 座間市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
- (4) 座間市職員の退職手当に関する条例
- (5) 座間市情報公開条例
- (6) 座間市行政不服審査法の施行に関する条例
- (7) 座間市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例

● 施行期日

令和7年6月1日

問合せ先：行政管理課長 久保 046-252-8149

議案第 14 号

座間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

● 改正の概要

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、超過勤務の制限の対象となる職員の範囲を拡大し、介護離職防止のための仕事と介護の両立に資する制度等の周知等及び勤務環境の整備に関する措置等を追加し、並びに条文の整備をします。

● 改正の主な内容

- (1) 超過勤務の制限の対象となる職員の範囲を3歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に拡大します。
- (2) 職員が介護の申出をしたときにおける仕事と介護との両立に資する制度等の周知及び当該制度等に係る意向確認並びに40歳に達した職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度等の周知を行います。
- (3) 仕事と介護との両立に資する制度等を利用しやすい勤務環境を整備します。

● 施行期日

令和7年4月1日。ただし、超過勤務の制限の請求については、公布の日

問合せ先：職員課長 南山 046-252-7284

議案第 15 号

座間市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

● 改正の概要

令和7年度予算編成に当たって、厳しい財政状況を勘案し、健全財政戦略本部会議を設置し全職員一丸となり取り組んできましたが、歳出額削減のため、令和7年4月から令和8年3月までの間に支給する市長、副市長、教育長及び公営企業管理者の給料月額を減額します。

● 改正の内容

令和7年4月から令和8年3月までの間、次のとおり、市長等の給料月額を減額します。

<減額率>

職名	減額率
市長	10%
副市長	7%
教育長	5%
公営企業管理者	3%

<給料月額>

職名	給料月額（減額前）	給料月額（減額後）
市長	921,000円	828,900円
副市長	744,000円	691,920円
教育長	696,000円	661,200円
公営企業管理者	575,000円	557,750円

<削減額>

約382万円

※ 削減額は、給料の減額による地域手当及び期末手当の減額を含みます。

● 施行期日

令和7年4月1日

問合せ先：職員課長 南山 046-252-7284

議案第 16 号

座間市職員の給与に関する条例及び座間市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

● 改正の概要

令和5年人事院勧告に基づき、国において在宅勤務等を中心とした働き方をする職員に対し、在宅勤務等に伴う光熱費、水道費等の費用負担を軽減するため、在宅勤務等手当が新設されました。

本年度、市においても、場所に捉われず働くことができる環境整備、ICTを活用した業務の効率化、災害時における行政機能を維持する手段及び時間的制約を抱える職員の柔軟な働き方を支援する手段としてテレワークの試行実施を複数回に渡り行っており、令和7年4月1日から本格実施に移行するため、在宅勤務等手当を新設します。

● 改正の内容

次のように在宅勤務等手当を新設します。

(1) 支給対象職員

支給対象は、住居その他これに準ずる場所において、規則で定める期間以上の期間、1か月当たり平均10日を超えて正規の勤務時間の勤務を命ぜられた職員等とします。

(2) 手当額

月額3,000円とします。

(3) 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱い

在宅勤務等手当が支給される職員等で、通勤のために自動車等を使用するものには、減額した通勤手当を支給します。

● 施行期日

令和7年4月1日

問合せ先：職員課長 南山 046-252-7284

議案第 17号

座間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

● 改正の概要

国においては、異常な自然現象により災害が発生した現場で行う巡回監視、応急作業等及び重大な災害現場で行う救助活動等に対して災害応急作業等手当が支給されています。

地方公共団体では、国の職員が業務を行うことが想定しにくい災害現場業務に従事しており、国からも支給の対象となりうる業務が示されたことから、市では、避難所の運営及びり災証明に係る家屋調査の業務に従事した場合に災害応急作業等手当を支給します。

また、消防職員が重大な災害が発生した場所における避難救助作業等の業務及び緊急消防援助隊として行う救助活動等の業務に従事していることから、活動の特殊性からも国との待遇に均衡を図るため、当該業務に従事した場合も災害応急作業等手当を支給します。

● 改正の内容

次のように災害応急作業等手当を新設します。

区分	日額 (円)
(1) 消防職員以外の職員が災害救助法が適用された災害発生市町村の区域において行う避難所の運営又はり災証明に係る家屋調査の業務に従事した場合	1,080
(2) 消防職員が異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う避難救助作業等の業務に従事した場合	840
(3) 消防職員が緊急消防援助隊として行う消防の応援等の業務に従事した場合	1,080
(4) (3)に該当する場合であって、火災警戒区域等において行う当該業務に従事したとき	2,160

● 施行期日

令和7年4月1日

問合せ先：職員課長 南山 046-252-7284

議案第 18 号

座間市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

● 改正の概要

雇用保険法の一部改正により就業促進手当の見直しがされたこと等に伴い、所要の改正をします。

● 改正の内容

- (1) 就業促進手当について、安定した職業以外の職業に就いた者への手当を廃止する等の見直しがされたことに伴う所要の改正をします。
- (2) 特定退職者等についての給付日数の暫定措置期間を、令和9年3月31日まで延長します。
- (3) その他必要な条文の整備をします。

● 施行期日

令和7年4月1日

問合せ先：職員課長 南山 046-252-7284

議案第 19 号

座間市市税条例の一部を改正する条例

● 改正の概要

道路交通法等の一部改正に伴う所要の改正及び寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下「控除対象NPO法人」という。）の削除をします。

● 改正の内容

(1) 軽自動車等の種別割の減免に係る提示書類の改正

身体障害者等に係る軽自動車等の種別割の減免に係る提示書類について、運転免許証に代わり免許情報記録個人番号カードの提示も可能とします。

(2) 寄附金税額控除の対象とする寄附金の追加

寄附金税額控除の対象とする寄附金に、公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を追加します。

(3) 控除対象NPO法人の削除

特定非営利活動法人きづきを控除対象NPO法人から除外します。

● 施行期日

公布の日。ただし、(2)は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日

問合せ先：市税総務課長 吉野 046-252-8094

議案第20号

座間市立もくせい園条例の一部を改正する条例

● 改正の概要

座間市立もくせい園は、これまで生活介護を主たる目的として運営してきましたが、近年の障害福祉のニーズの多様化に伴い、より包括的な支援が求められています。こうした背景を踏まえ、施設が提供するサービスの幅を広げ、利用者一人ひとりに対してより効果的な支援を行うため、障害福祉に資する事業を新たに実施できるよう所要の改正をします。

● 改正の内容

- (1) 座間市立もくせい園で行う業務に障害福祉に資する事業を追加します。
- (2) 前号の改正に伴い、指定管理者の行う業務について所要の改正をします。

● 施行期日

令和8年4月1日

問合せ先：障がい福祉課長 佐々木 046-252-7143

議案第 21 号

座間市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要な基準を定める条例の一部を改正する条例

● 改正の概要

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員の配置基準について、所要の改正をします。

● 改正の内容

(1) 常勤換算方法の追加

高齢者人口及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して座間市地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法による職員配置を可能とします。

(2) 複数圏域の高齢者数の合算による3職種の配置

地域包括支援センターの効果的な運営に資すると座間市地域包括支援センター運営協議会が認める場合は、複数圏域の高齢者数を合算して3職種（保健師等、社会福祉士等及び主任介護支援専門員等）を配置すれば、当該圏域の配置基準を満たすものとしします。この場合でも2職種の配置は必要とします。

● 施行期日

公布の日

問合せ先：長寿支援課長 亀田 046-259-9032

議案第 22 号

座間市水道事業給水条例の一部を改正する条例

● 改正の概要

今後の人口減少等による水道料金収入の減少及び物価高騰の影響による水道施設の耐震化等費用の増大が見込まれる状況に鑑み、財政の健全化を図るため、一般用の水道料金の改定を行います。

● 改正の内容

一般用の水道料金について、基本料金及び料金単価を別紙のとおり改定し、平均改定率を 18.78%とします。なお、1か月当たり 8 m³までの使用を定額とする基本料金の使用水量制を廃止し、使用水量に応じた料金体系とします。

● 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

問合せ先：経営総務課長 郡司 046-252-7182

余白ページ

別紙

1 現行

(1) 専用給水装置

区分	基本料金			超過料金（1 m ³ につき）	
	使用水量	口径	料金	使用水量	料金
一般用	8 m ³ まで	20 mmまで	760 円	8 m ³ を超え 20 m ³ までの分	107 円
		25 mm	1,000 円	20 m ³ を超え 30 m ³ までの分	131 円
		30 mm	1,330 円	30 m ³ を超え 60 m ³ までの分	175 円
		40 mm	2,130 円	60 m ³ を超え 100 m ³ までの分	231 円
		50 mm	3,400 円	100 m ³ を超え 300 m ³ までの分	257 円
		75 mm	7,410 円	300 m ³ を超え 1,000 m ³ までの分	288 円
		100 mm	12,960 円	1,000 m ³ を超え 5,000 m ³ までの分	318 円
		150 mm以上	21,830 円	5,000 m ³ を超える分	376 円

(2) 共用給水装置

基本料金	超過料金（1 m ³ につき）	
	使用水量	料金
760 円に使用戸数を乗じて得た額（8 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量までの分）	8 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量を超え 20 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量までの分	107 円
	20 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量を超え 30 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量までの分	131 円
	30 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量を超え 60 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量までの分	175 円
	60 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量を超え 100 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量までの分	231 円
	100 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量を超え 300 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量までの分	257 円
	300 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量を超え 1,000 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量までの分	288 円
	1,000 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量を超え 5,000 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量までの分	318 円
	5,000 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量を超える分	376 円

2 改定後

(1) 専用給水装置

区分	基本料金		従量料金（1 m ³ につき）	
	口径	料金	使用水量	料金
一般用	20 mmまで	900 円	8 m ³ までの分	5 円
	25 mm	1,245 円	8 m ³ を超え 20 m ³ までの分	125 円
	30 mm	3,290 円	20 m ³ を超え 30 m ³ までの分	155 円
	40 mm	5,070 円	30 m ³ を超え 60 m ³ までの分	205 円
	50 mm	10,010 円	60 m ³ を超え 100 m ³ までの分	275 円
	75 mm	25,930 円	100 m ³ を超え 300 m ³ までの分	295 円
	100 mm	53,800 円	300 m ³ を超え 1,000 m ³ までの分	305 円
	150 mm以上	75,000 円	1,000 m ³ を超える分	315 円

(2) 共用給水装置

基本料金	従量料金（1 m ³ につき）	
	使用水量	料金
900 円に使用戸数を乗じて得た額	8 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量までの分	5 円
	8 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量を超え 20 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量までの分	125 円
	20 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量を超え 30 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量までの分	155 円
	30 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量を超え 60 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量までの分	205 円
	60 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量を超え 100 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量までの分	275 円
	100 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量を超え 300 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量までの分	295 円
	300 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量を超え 1,000 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量までの分	305 円
	1,000 m ³ に使用戸数を乗じて得た水量を超える分	315 円

議案第23号

高座清掃施設組合理約の変更に関する協議について

● 協議の概要

令和7年度から(仮称)地域交流温浴センターの整備を実施することに伴い、規約を変更します。

● 協議の内容

温浴施設の設置及び管理運営に関することを新たに共同処理する事務に追加します。

● 施行期日

地方自治法第286条の規定による神奈川県知事の許可の日

問合せ先：ゼロカーボン推進課長 一之瀬 046-252-7164

議案第24号

市道の路線の認定について

● 認定

路線名	起 点 終 点	
入谷西192号線	入谷西二丁目3052番3地先 入谷西二丁目3052番7地先	開発行為によるもの

問合せ先：道路課長 春山 046-252-8243

報告第 1 号

専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

● 専決処分日

令和7年1月16日

● 事故の概要

令和6年8月17日午前11時25分頃、座間市東原一丁目12番35号先路上において、ごみ収集車がごみ集積所付近に停車しようとして後退したところ、通過が終わっていなかった対向の相手方（市外在住・40代女性）車両に後方から接触し、相手方を負傷させたものです。

● 和解の要旨及び損害賠償の額

市は、相手方に対し33万7,410円を支払う。

問合せ先：クリーンセンター長 平野 046-252-8724